

山口県報

令和8年
6月12日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定 (環境政策課) 二
- 公告
液化石油ガス販売事業者の認定 (消防保安課) 二
県営鑄鏡司地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) 三
令和八年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催 (畜産振興課) 三
- 選管告示
政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等 三



山口県告示第二百五十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年六月十二日から同年七月三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和八年六月十二日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本化薬株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化薬株式会社厚狭工場川東工場
所在地 山陽小野田市大字郡二九一七番地の一
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法		
	能 (N ^m /分)	工 事 着 手 日 定	工 事 完 成 日 定	使 用 開 始 日 定	使 用 時 間 間 隔 の 使 用 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要
〃 三三ーリ	〃 三〇	〃 令 和 八 、 七 、 六	〃 令 和 八 、 七 、 一 五	〃 令 和 八 、 七 、 一 五	〃 連 続 二 四 時 間	〃 変 動 な し

備考 「三三ーリ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	最 大	
水素イオン濃度 (水素指数)	七	一〇	〇・二
化学的酸素要求量 (mg/l)	八〇	二四〇	〇・八
浮遊物質量 (mg/l)	一〇〇	二〇〇	〇・八
窒素	一	五	〇・二
リン	一	二	〇・二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	排 出 水 の 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	最 大	
水素イオン濃度 (水素指数)	七	一〇	四七八・六
化学的酸素要求量 (mg/l)	二〇	六〇	四七八・六
浮遊物質量 (mg/l)	一〇	三〇	四七八・六
鉍油類 (mg/l)	二	一〇	四七八・六
窒素	一	五	四七八・六
リン	一	二	四七八・六

山口県告示第二百五十九号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を次のとおり指定する。

令和八年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市開成町四五五の二の一の一部及び四五五の五の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
クロロエチレン、四塩化炭素
- 三 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

(二五九) 液化石油ガス販売事業者の認定

次の液化石油ガス販売事業者に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年法律第百四十九号) 第三十五条の六第一項の認定をします。

令和八年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住 所	認 定 基 準	認 定 年 月 日
防長液化ガス販売株式会社	下関市王司南町一番二〇号	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成九年通商産業省令第十一号) 第四十六条第一号に掲げる基準	令和八年四月十六日
ヤマサンガス株式会社	宇部市琴芝町一丁目一番二五号	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第四十六条第一号に掲げる基準	令和八年四月二十一日

株式会社三友
 防府市駅南町九番四三号
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第四十六条第二号に掲げる基準
 令和八年四月二十八日

(一六〇) 県営鑄銭司地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営鑄銭司地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営鑄銭司地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年六月十五日から同年七月六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

(一六一) 令和八年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、令和八年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

令和八年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習会の種別

家畜体内受精卵移植に関する講習会

二 開催場所

美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部

三 開催期間

令和八年八月二十七日(木曜日)から同年九月十八日(金曜日)まで

四 受講者の予定人員

十人程度

五 講習に係る家畜の種類

牛
 六 講習科目

区分	科目	目
学 科	体内受精卵移植概論 受精卵の生理及び形態 体内受精卵の処理及び保存 受精卵の移植	
実 習	体内受精卵の処理及び保存 受精卵の移植	

七 受講申込書の提出期限

令和八年七月十日(金曜日)

八 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料

三万七千七百円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

十一 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三三三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にする。と。



山口県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、令和八年五月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和八年六月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
いしむらけん後援会 久保雅已後援会 (友雅会)	石村 健 久保 雅已	石村 健 久保 雅已	防府市八王子 / 丁目23番4号 大島郡周防大島町大字東三浦458の1
ふるとよ和恵後援会	古豊 和恵	吉村 公明	山陽小野田市郡335/の4

令和八年六月十二日印刷
令和八年六月十二日発行

発行人所

山口県知事庁